

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人わらび座と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を秋田県仙北市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、人間の尊厳、いのちの美しさを描き、人々の心の糧、生きる力になる芸術活動を進め、舞台やワークショップ、修学旅行受入などで地域に貢献し、シアターエデュケーションを活用した大人、子どもへの人間力拡大の事業などを展開することにより、人間の根源に迫り、その多彩表現を通してより多くの人々に感動と幸福を生み出すことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽、舞踊、演劇の創作、企画、出演、興行
- (2) 劇場、ホテル、レストラン、喫茶店、浴場の経営
- (3) 産地食料品、民芸品、工芸品、観光みやげ物の製造、展示、販売
- (4) 旅行業
- (5) 造林、植林に関する事業
- (6) 酒類の製造販売
- (7) 不動産賃貸業
- (8) 俳優、タレント、舞台スタッフの養成所などの運営
- (9) コンピューターシステム、ソフトウェア及びデジタルコンテンツの企画、開発、製造、販売及び保守、管理
- (10) 前号に付帯する一切の業務

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章　社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章　社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定により代表理事が招集する。

- 2　社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。
- 3　社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集通知を経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもつて行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章　役員

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選 任)

第18条 役員は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事会の決議によって選定する。

(任 期)

第19条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解 任)

第22条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数によって行わなければならない。

(報酬等)

第23条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第24条 当法人には、理事会を置く。

(招集)

第25条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第27条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第28条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができるもの全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第29条 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第30条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第6章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第31条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第32条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第33条 基金の返還は、定時社員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、代表理事が決定したところに従つてする。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第35条の2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(法令の準拠)

第36条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本書は、一般社団法人わらび座の現行定款に相違ない。

令和 4 年 8 月 20 日

秋田県仙北市田沢湖卒田字早稲田430番地

一般社団法人わらび座

代表理事 今 村 晋 介

(代表理事印)



(代表理事印)